

公立大学法人 横浜市立大学附属病院 臨床試験審査委員会要綱（手順書） 改正・新旧対照表（2020年4月14日）

変更箇所	旧	新
最新改訂	令和2年3月27日	令和2年4月14日
第6条第20項	<p>(審査委員会の運営)</p> <p>第6条 審査委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、病院長が要請した場合又は委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(審査委員会の運営)</p> <p>第6条 審査委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、病院長が要請した場合又は委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>20 審査委員会の開催について、以下の各号のいずれかに該当する場合は、委員のテレビ会議システム又はWeb会議システム（以下「テレビ会議システム等」という。）による参加を認めることとする。ただし、テレビ会議システム等により審査委員会に参加する委員については、予め審査委員会事務局から配布された資料が手元にあり、かつ会議参加時に適正な意思疎通が可能であることが保証されていなければならない。また、テレビ会議システム等による審査委員会参加の場合は、配布資料を病院外に持ち出すことを許容するが、情報漏洩又は資料散逸等が発生しないよう適正に取り扱わなければならない。なお、テレビ会議システム等による参加の可否については、審査委員会委員長が判断する。</u></p> <p>(1) 行政機関より企業活動の自粛が要請され、委員が自宅での待機・退避・避難・勤務等が必要となった場合</p> <p>(2) 大規模な交通機関の運行停止又は運行制限が行われ、委員</p>

	<p>の病院への移動が極めて困難と認められる場合</p> <p>(3) <u>審査委員会の設置者より会議の開催について自粛が指示又は要請された場合</u></p> <p>(4) <u>行政機関又は審査委員会の設置者より、委員に対して自宅等での待機・退避・避難を指示又は要請され、かつ身体的・精神的に会議への参加が可能な状態又は状況にある場合</u></p> <p>(5) <u>その他、本項第1号から第4号に準じると判断できる妥当性が認められる場合</u></p>
附則	<p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>本要綱は、令和2年4月14日から施行する。ただし、本要綱の施行日前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、廃止前の要綱の例による。</u></p> <p>2 <u>公立大学法人 横浜市立大学附属病院 臨床試験審査委員会要綱（手順書）（令和2年3月27日 改訂）は廃止する。</u></p>

以上